

秘	
指定者	厚生労働省労働基準局 監督課長
図・無期限	
平成16年2月17日から 平成21年2月16日まで	

基監発第0217001号

平成16年2月17日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

痴呆対応型共同生活介護事業場における夜間勤務
の適正化に係る監督指導の実施について

痴呆対応型共同生活介護事業場（以下「グループホーム」という。）における夜間勤務の適正化については、平成15年6月30日付け基発第0630008号「痴呆対応型共同生活介護事業場における夜間勤務の適正化について」及び平成15年6月30日付け基監発第0630002号・基賃時発第0630001号「痴呆対応型共同生活介護事業場における夜間勤務の適正化の推進に当たって留意すべき事項について」（以下「グループホーム留意通達」という。）に基づき推進しているところであるが、グループホーム留意通達で指示した平成16年度における監督指導については、下記のとおり実施することとしたので遺憾なきを期されたい。

記

1 対象事業場について

(1) 


① [Redacted]

② [Redacted]

③ [Redacted]

(2) [Redacted]

(3) [Redacted]

2 実施時期について

[Redacted]

3 措置等について

(1) 監督指導の結果、法違反が認められる場合には、所要の措置を講じること。

(2) [Redacted]

なお、

当該グループホームに対し、別添の「夜間（宿直）勤務実態報告書」により1週間程度の夜間勤務の労働実態を把握し、提出するよう求めること。

4 改善のための指導について

- (1) 監督指導を実施し、断続的な宿直として取り扱っている夜間勤務に係る問題が認められた場合には、その労働実態に応じて、以下のアからウに示すところにより改善指導を行うとともに、当該指導を行った日からおおむね1か月以内に改善のための計画を策定させ、その報告を求めること。

なお、当該指導に係る改善の期限については、おおむね3か月を目途とすること。

ア 夜間勤務において入居者に対する介助作業等が頻繁に行われるなどその労働実態に照らして、断続的な宿直として取り扱うことが適切でないと考えられるものに対しては、交替制を導入するなど勤務体制を見直す必要があることについて改善指導を行うこと。

イ 現行の夜間勤務の体制では、許可基準や許可書の附款の範囲を超える労働実態にあるが、必要な勤務体制の改善により、今後、断続的な宿直として取り扱うことが可能であると考えられるものに対しては、パンフレット「痴呆性高齢者グループホームにおける夜間勤務等の適正な管理のために」（以下「パンフレット」という。）を活用して、交替制の導入や断続的な宿直の適正化について改善指導を行うこと。
なお、事業場が断続的な宿直の適正化を図る方向で改善を考える場合、その円滑な改善を促進する観点から、以下の例を参考とするなどその実態に応じて、丁寧な指導を行うこと。

- ① 介助作業等が頻繁に行われる時間帯が、終業時刻に近接した夜間の早い時間帯等に偏っている場合には、その時間帯の勤務については、断続的な宿直の対象から除外し、変形労働時間制の活用や始業・終業時刻の変更等により所定労働時間の中に組み込むか、これが難しい場合には法定の時間外労働として取扱い時間外労働協定の締結・届出、割増賃金の支払等を適正に行うこと
- ② 宿直回数が許可基準や許可書の附款の範囲を超えている場合には、断続的な宿直に従事する者の範囲を見直すなど断続的な宿直に従事する者を増やすことによ

り、断続的な宿直に従事する回数を減らすこと

ウ 宿直許可を受けていない事業場であって、夜間勤務の労働実態からみて宿直許可
を行い得るものと認められるときは、パンフレットを活用してその旨説明すること。

(2) 本対策に係る宿直許可の取消については、今後さらに検討の上改めて指示すること
としていること。

5 その他

[Redacted content]

夜間（宿直）勤務実態報告書

事業場名称

代表者職氏名

○ 連続した1週間の夜間（宿直）勤務の各日において行われた業務の実績及び睡眠時間に該当する時間帯を、各項目ごとの該当する欄に、記入要領を参考として 線 を記入してください。

夜間（宿直）勤務の開始時刻

夜間（宿直）勤務の終了時刻

17:00 18:00 19:00 20:00 21:00 22:00 23:00 24:00 1:00 2:00 3:00 4:00 5:00 6:00 7:00 8:00 9:00

月 日	定時的巡視	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	24:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00
	月 日	緊急の文書・電話の収受																
入居者への介助作業																		
上記以外の業務																		
睡眠																		
定時的巡視																		
月 日	緊急の文書・電話の収受																	
	入居者への介助作業																	
	上記以外の業務																	
	睡眠																	
	定時的巡視																	
月 日	緊急の文書・電話の収受																	
	入居者への介助作業																	
	上記以外の業務																	
	睡眠																	
	定時的巡視																	
月 日	緊急の文書・電話の収受																	
	入居者への介助作業																	
	上記以外の業務																	
	睡眠																	
	定時的巡視																	
月 日	緊急の文書・電話の収受																	
	入居者への介助作業																	
	上記以外の業務																	
	睡眠																	
	定時的巡視																	
月 日	緊急の文書・電話の収受																	
	入居者への介助作業																	
	上記以外の業務																	
	睡眠																	
	定時的巡視																	
月 日	緊急の文書・電話の収受																	
	入居者への介助作業																	
	上記以外の業務																	
	睡眠																	
	定時的巡視																	
備考																		

宿直勤務に就く労働者の代表者は、勤務の実態と相違ないことを確認の上、署名してください。

労働者の代表者の職氏名

